

# 設計業務における建築士法第 22 条の 3 の 3 及び第 24 条の 8 並びに第 24 条の 7 の規定による契約手続の取扱いについて

(令和 6 年 4 月付一部改訂)

以下のとおり対象業務の契約事務を取り扱いますので、内容をご確認ください。

## 1. 対象業務

建築士法第 22 条の 3 の 3 又は第 24 条の 8 に該当する業務

(建築士法 (以下「法」という。) より一部抜粋)

### 【法第 22 条の 3 の 3 第 1 項】

延べ面積が 300 m<sup>2</sup>を超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

### 【法第 22 条の 3 の 3 第 2 項】

延べ面積が 300 m<sup>2</sup>を超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容で前項各号に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

### 【法第 22 条の 3 の 3 第 3 項】

建築物を増築し、改築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、当該増築、改築、修繕又は模様替に係る部分の新築とみなして前 2 項の規定を適用する。

### 【法第 24 条の 8 第 1 項】

建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該委託者に交付しなければならない。

## 2. 契約手続

### (1) 契約締結前 (落札決定通知後)

法第 24 条の 7 第 1 項各号の項目について、書面により、業務主管課へ「重要事項説明」を行ってください。

※書面については、任意様式で可。

**【法第 24 条の 7 第 1 項】**

建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士をして、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

**(2) 契約締結時**

法第 22 条の 3 の 3 第 1 項各号又は法第 24 条の 8 第 1 項各号の項目を記載した「別紙 1」を、契約書の一部としますので、以下のとおり作成してください。

※本市では、法第 24 条の 8 の規定により発注者に交付する書面についても、契約書の一部とします。

**作成手順**

①落札決定後、「別紙 1」に必要事項を入力する。

※契約検査課ホームページより、所定の様式をダウンロードしてください。

(掲載場所は、「3. 様式について」参照)

②【設計の一部（設計仕様書において指定した軽微な部分は除く。）の再委託先が決まっている場合】

「再委託（変更）承諾申請書」を作成し、業務主管課へ提出する。

※【参考】の手順を参照してください。

③「別紙 1（入力済）」を契約検査課へメール送付する。（契約日の前々日までに必着）

※②に該当する場合は、確認のため、業務主管課で交付された「再委託承諾書」を併せて送付してください。

《メール送付先：keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp》

**(3) 契約締結後、「別紙 1」に記入の内容を変更する場合**

◎「別紙 1」の項目 2、5、9 について

法第 22 条の 3 の 3 に該当する案件については、同条第 2 項に基づき、「別紙 2」を相互に交付する必要がありますので、以下のとおり作成してください。

※事前に業務主管課へ報告してください。

**作成手順**

①「別紙 2」に変更内容を入力する（変更箇所以外もすべて入力すること）。

※契約検査課ホームページより、所定の様式をダウンロードしてください。

(掲載場所は、「3. 様式について」参照)

②【設計の一部の委託先〔別紙1の9〕に変更がある場合（契約締結時点では再委託業者が未定（別紙1の9は空欄）で、その後決定した場合を含む。）】

「再委託（変更）承諾申請書」を作成し、業務主管課へ提出する。

※【参考】の手順を参照してください。

③「別紙2（入力済）」を契約検査課へメール送付する。

※②に該当する場合は、確認のため、業務主管課で交付された「再委託承諾書」を併せて送付してください。

### ◎「別紙1」の項目2、5、9以外の項目について

仕様書や契約書の内容に変更が発生する場合は、別途変更契約を行います。

#### 【参考】設計の一部の再委託について

設計の一部（設計仕様書において指定した軽微な部分は除く。）を再委託する場合は、契約約款第12条第2項に基づき、発注者の承諾を得る必要があります。以下のとおり、業務主管課へ承諾申請してください。

#### 手順

①「再委託（変更）承諾申請書」を作成し、業務主管課へ提出。

②業務主管課から「再委託承諾書」の交付。

※交付には、一週間程度の日数を要します。

### 3. 様式について

- ・別紙1：「建築士法第22条の3の3の規定に基づき相互に交付する書面  
建築士法第24条の8の規定に基づき発注者に交付する書面」
- ・別紙2：「建築士法第22条の3の3第2項の規定に基づき契約内容を変更するときに相互に交付する書面」
- ・再委託（変更）承諾申請書

※様式及び記入例については、契約検査課HPにてダウンロード可能です。

#### 掲載場所

枚方市トップページ>産業・しごと>入札・契約情報>契約検査課ホームページ>様式ダウンロード>設計業務（建築）にかかる契約書類

問合せ先：枚方市 総務部 契約検査課 委託係

TEL：072-841-1345

FAX：072-841-2015

Mail：keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp